三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十九号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を公示する。

平成二十三年六月七日

名称	備考
大阪デジタルテクノ専門学校　電気工学科	平成二十三年三月までの卒業生については従前のとおりとする
和歌山県電気工事技術学院	平成二十三年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○経済産業省告示第百三十号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の名称の変更届出があったので、その旨を公示する。

平成二十三年六月七日

経済産業大臣　海江田万里

新名称	旧名称	変更年月日
専門学校国際情報工科大学校　電気電子工学科及び電気応用技術科	専門学校国際情報工科大学校　電気電子工学科	平成二十三年四月一日
香川県立高等技術学校高松校　電気システム科	香川県立高松高等技術学校　電気システム科	平成二十三年四月一日
香川県立高等技術学校丸亀校　電気工事科	香川県立丸亀高等技術学校　電気工事科	平成二十三年四月一日

○特許庁告示第十三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社技術トランスファーサービスから、調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年六月七日

特許庁長官　岩井　良行

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の事務所の所在地
第四（一）、十一（一）、十三、二十四号	株式会社技術トランスファーサービス	東京都港区赤坂一丁目12番32号

○農林水産省告示第千百三十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

佐賀県大杉地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号（既指定区域（大杉地区）標柱十一号）までを順次結んだ線及び標柱五号から既指定区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

佐賀県唐津市北波多大杉

字風呂の谷1004番	標柱一号
字高野1127番1	標柱二号
字櫨の谷1134番86	標柱三号
〃　1134番104	標柱四号
〃　1134番20	標柱五号

○国土交通省告示第六百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥ノ院沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県新発田市菅谷字奥ノ院

七五三番一	一号から四号まで及び三十五号から四十号まで
七六五番一	五号から十五号まで
七六四番	十六号及び十七号
七五五番	十八号
七五四番一	十九号
七一一番一	二十号から三十四号まで

○国土交通省告示第六百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　折田代川

平成七年建設省告示第二百七十八号で指定した同号十八に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第六百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　荒川内川

昭和五十三年建設省告示第六十六号で指定した同号四に掲げる土地の区域のうち、標柱百号から百三十号までを結んだ線、標柱百三十号と百三十七号を結んだ線及び標柱百号と標柱百三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

○国土交通省告示第六百八号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

表養成所名の項中「函館市交通局電車乗務員養成所」を「函館市企業局電車乗務員養成所」に改め、同表養成所の指定を受けた者の氏名又は名称及び住所の項中「函館市交通局」を「函館市企業局」に、「駒場町一五番一号」を「末広町五番一四号」に、「千代田区飯田橋三丁目一三番一号」を「渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号」に改める。

○国土交通省告示第六百九号

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第七十一条第一項第五号の二ロの規定に基づき、特定貨物鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

特定貨物鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示

特定貨物鉄道事業者を定める告示（昭和六十二年運輸省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

表日本貨物鉄道株式会社の項中「文京区後楽二丁目三番十九号」を「渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号」に改める。